新

別表(第2条関係)

手数料を徴収する 手数料の金額 事務 (1)~(46) 略 略 長期優良住宅 ア 住宅の品質確 の普及の促進に 保の促進等に関 関する法律(平 する法律(平成 成20年法律第 11年法律第8 87号) 第5条 1号) 第6条の 第1項から第5 2第3項の確認 項までの規定に 書若しくは同条 基づく長期優良 第4項の住宅性 住宅建築等計画 能評価書(いず の認定の申請(れも長期優良住 次号に規定する 宅の普及の促進 審査を除く。) に関する法律第 6条第1項第1 号に掲げる基準 に適合している ものに限る。) 又はこれらの写 しがあるもの |7| 一戸建ての <u>住宅</u> a 新築の場 合は、1件 <u>につき 8</u> , 000円 <u>b</u> 増築又は 改築の場合 は、1件に <u>つき 13</u> <u>,000円</u>

別表 (第2条関係)

表(第2条関係)	
手数料を徴収する	手数料の金額
事務	
(1)~(46) 略	略
(47) 長期優良住宅	ア 長期優良住宅
の普及の促進に	建築等計画が長
関する法律(平	期優良住宅の普
成20年法律第	及の促進に関す
87号) 第5条	る法律第6条第
第1項から <u>第3</u>	1項各号に掲げ
<u>項</u> までの規定に	る基準に適合し
基づく長期優良	<u>ていることを示</u>
住宅建築等計画	<u>す書類(住宅の</u>
の認定の申請(品質確保の促進
次号に規定する	等に関する法律
審査を除く。)	(平成11年法
	律第81号)第
	5条第1項の登
	録住宅性能評価
	機関が作成した
	ものに限る。)
	<u>があるもの</u>
	<u>『</u> 一戸建ての
	住宅
	<u>a</u> 新築の場
	合は、1件
	<u>につき 6</u>
	,000円
	<u>b</u> 増築又は
	改築の場合
	<u>は、1件に</u>
	<u>つき 10</u>
	, 000円
	<u>《</u> 共同住宅等
	次に掲げる区
	分に応じそれ

(共同住宅等(共同住宅、長屋その他の

一戸建ての住 宅以外の住宅 をいう。以下 この号におい て同じ。)で あって、床面 積の合計(申 請に係る住戸 を含む一の建 築物の床面積 の合計をいう 。以下この号 において同じ 。) が500 平方メートル 以内のもの <u>a</u> 新築の場 合は、1件 <u>につき 1</u> 7, 000 円 <u>b</u> 増築又は 改築の場合 は、1件に つき 25 , 000円 <u>イ</u> ア以外のもの <u>//</u> 一戸建ての 住宅 <u>a</u> 新築の場 合は、1件 <u>につき 5</u> 7,000 円 <u>b</u> 増築又は 改築の場合 は、1件に つき 85 , 000円 <u></u> 共同住宅等

ぞれ次に定め る額を申請戸 数で除した額 (その額に1 00円未満の 端数があると きは、これを 切り捨てる。)___ <u>a</u> 新築の場 合は、1件 <u>につき 1</u> 3, 000 円 <u>b</u> 増築又は 改築の場合 は、1戸に <u>つき 21</u> , 000円 イ 住宅の品質確 保の促進等に関 する法律第6条 第1項の設計住 宅性能評価書(長期優良住宅の 普及の促進に関 する法律第6条 第1項第1号に 掲げる基準に適 合しているもの に限る。) の写 しがあるもの <u>(7)</u> 一戸建ての 住宅は、1件 <u>につき 23</u> ,000円 <u></u> 共同住宅等 は、1戸につ き 72,0 00円を申請

であって、床
面積の合計が
500平方メ
<u>ートル以内の</u>
<u>₺の</u>
<u>a</u> 新築の場
合は、1件
<u>につき 1</u>
27,00
0円
<u>b</u> 増築又は
改築の場合
<u>は、1件に</u>
つき 19
4, 000
<u>円</u>
13

戸数で除した
額(その額に
100円未満
の端数がある
ときは、これ
を切り捨て
<u>を タンル (</u> る。)
<u>。。)</u> ウ <u>ア又はイ以外</u>
<u>のもの</u>
<u></u> 一戸建ての
住宅 - 12
<u>a</u> 新築の場
合は、1件
<u>につき 5</u>
7, 000
<u>円</u>
<u>b</u> 増築又は
改築の場合
は、1件に
<u>つき</u> <u>85</u>
, 000円
<u></u> 共同住宅等
次に掲げる
区分に応じそ
れぞれ次に定
める額を申請
戸数で除した
額(その額に
100円未満
の端数がある
ときは、これ
<u>を切り捨てる</u> 、
<u> </u>
<u>a</u> 新築の場
合は、1件
<u>につき 1</u>
27,00
0 円
<u>b</u> 増築又は
改築の場合

(B) 長期優良住宅 の普及の法律の 関第1までく 関第1までく 選が を 1までく 建定の は は に は に り り り り り り り り り り り り り り り	前号の額に、第2 8号に定める第 9に定める第 9では、構造を 9では、大変を 1では、大変を 1では、大変を 1では、大変を 1では、大変を 1では、大変を 1では、大変を 1では、大変を 1では、 1では、大変を 1では、 1では、 1では、 1では、 1では、 1では、 1では、 1では、
る申出がある場合に限る。)	174,60 0円
	イ 構造計算が大 E認定プログラ ムにより行われ るもの 120 ,700円
(49) 長期優良住宅	1件につき 第4
の普及の促進に	7 号ア ⑦ 及び ※ 並
関する法律第8	びにイ ⑦ 及び 🖟 に
条第1項の規定	掲げる住宅の区分
に基づく長期優	に応じ、それぞれ
良住宅建築等計	当該手数料の額に
画の変更の認定	2分の1を乗じて
の申請(次号に	得た額
規定する審査を	
除く。)	
(50)~(82) 略	略

備考

 $1 \sim 7$ 略

は、1戸に <u>つき 19</u> 4,000 円 前号の額に、第2 (48) 長期優良住宅 の普及の促進に 8号に定める額を 加算し、構造計算 関する法律第5 条第1項から第 適合性判定を要す る場合は、一の建 3項までの規定 に基づく長期優 築物ごとに次のア 良住宅建築等計 又はイに定める額 画の認定の申請 を更に加算して得 (同法第6条第 た額 ア イ以外のもの 2項の規定によ る申出がある場 174,60 合に限る。) 0 円 イ 構造計算が大 臣認定プログラ ムにより行われ るもの 120 , 700円 似 長期優良住宅 1件につき <u>第4</u> の普及の促進に 7号ア (7) 及び (4)、 関する法律第8 <u>イ (7) 及び (4) 並びに</u> 条第1項の規定 ウ刃及び切に掲げ に基づく長期優 る住宅の区分に応 良住宅建築等計 じ、それぞれ当該 画の変更の認定 手数料の額に2分 の申請(次号に の1を乗じて得た 規定する審査を 額 (その額に10 除く。) 0円未満の端数が あるときは、これ を切り捨てる。) (50)~(82) 略 略

備考

 $1 \sim 7$ 略